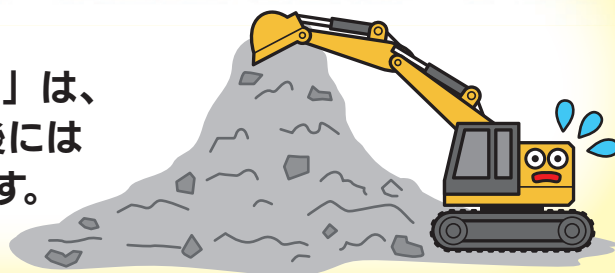


事業者の皆様へ

事業系ごみの 減量化・資源化と適正処理 ガイドライン

事業系ごみの減量化・資源化をお願いします！

市の処理施設の
「一般廃棄物最終処分場」は、
このままでは約12年後には
満杯になる見込みです。



事業系 ごみの 注意点

○プラスチックごみは
汚れていても産業廃棄物です



○家庭系ごみの集積場所
に出すことはできません



○保管、運搬、処理委託に守るべき基準があります

○減量化・資源化に努めましょう

○必要な届出等に注意しましょう (P.15 参照)

※毎年6月30日を期限としています。

もくじ

01 廃棄物の区分 P 2

02 事業系ごみの処理方法 P 6

03 廃棄物の減量化・資源化 P10

04 必要な届出等 P15



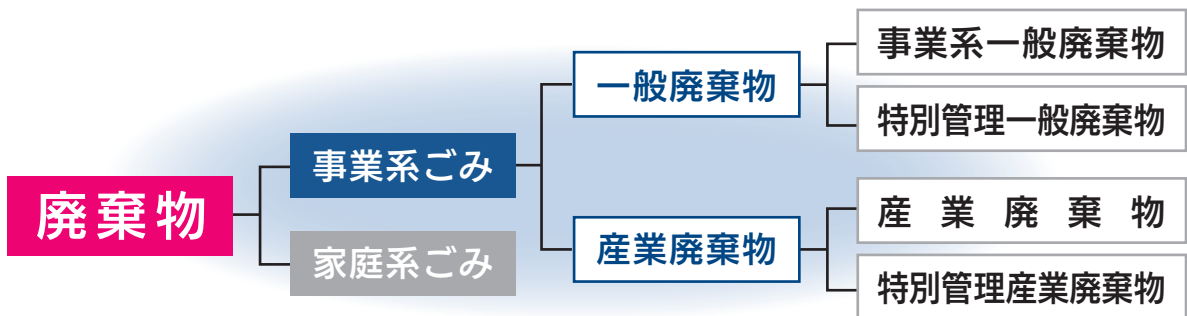
01 廃棄物の区分

事業系ごみについて

事業系ごみは、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）及び同法施行令で定められた 20 種類の廃棄物を産業廃棄物といい、それ以外を事業系一般廃棄物といいます。

一般廃棄物、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」となります。



相模原市では 家庭系ごみの集積場所に 事業系ごみを出すことはできません!

市がごみの収集を行っている「ごみ・資源集積場所」は、家庭系ごみの排出場所であるため、事業系ごみは絶対に出さないでください。市で事業系ごみの収集は行っていません。



※住居と店舗が同じ建物の場合でも、家庭系ごみと事業系ごみに分けて、「ごみ・資源集積場所」には家庭系ごみだけを出してください。



以下の行為には罰則が規定されています。絶対に行わないでください。



不法投棄



私有地・公共用地

不法焼却



野焼き

罰則 : 5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科
 (法人に対しては3億円以下の罰金)

■産業廃棄物分類表(20種類)

| 種類 | | 具体例 |
|--------|-------------------------|---|
| 業種限定なし | ① 燃え殻 | 石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ |
| | ② 汚泥 | メッキ汚泥、水洗ブースかす、廃白土、建設廃泥水 |
| | ③ 廃油 | 廃潤滑油、廃切削油、廃エンジンオイル、廃動植物性油 |
| | ④ 廃酸 | 写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、全ての酸性廃液 |
| | ⑤ 廃アルカリ | 写真現像廃液、排ガス洗浄廃液、苛性ソーダ水溶液、全てのアルカリ性廃液 |
| | ⑥ 廃プラスチック類 | 合成樹脂くず、合成繊維くず、廃発泡スチロール、廃ペットボトル、合成皮革くず、廃タイヤ |
| | ⑦ ゴムくず | 天然ゴムくず |
| | ⑧ 金属くず | 空き缶、スクラップ、切削くず、ブリキくず |
| | ⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | 空きびん、レンガ製品くず、セメント製品くず (コンクリートくずについては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く) |
| | ⑩ 鉱さい | スラグ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂 |
| | ⑪ がれき類 | コンクリート破片等(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの) |
| | ⑫ ばいじん | ばい煙発生施設等の集じん施設で捕捉したもの |
| 業種限定あり | ⑬ 紙くず | 建設業(※)、パルプ製造業、製紙業、製本業等に係るもの |
| | ⑭ 木くず | 建設業(※)、木材製造業、木製品製造業、物品賃貸業等に係るもの ただし、貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用木材を含む)は業種の限定なし |
| | ⑮ 繊維くず | 建設業(※)、繊維工業に係る天然繊維くず(衣服その他の繊維製品製造業を除く) |
| | ⑯ 動植物性残さ | 食品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した固形状の不要物 |
| | ⑰ 動物系固形不要物 | と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処分した食鳥に係る固形状の不要物 |
| | ⑱ 動物のふん尿 | 畜産農業(畜舎廃水を含む)に係るもの |
| | ⑲ 動物の死体 | 畜産農業に係るもの |
| | ⑳ | ①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、いずれにも該当しないもの |

※建設業において、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る

■特別管理産業廃棄物分類表

| 品目 | 具体例 | |
|------------|---|--|
| 廃油 | 廃揮発油類・廃灯油類・廃軽油類(難燃性のタールピッチ類等を除く) | |
| 廃酸 | 水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の廃酸 | |
| 廃アルカリ | 水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の廃アルカリ | |
| 感染性産業廃棄物 | 医療機関等から排出された産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの | |
| 特定有害産業廃棄物 | 廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)等 | 廃PCB及びPCBを含む廃油 |
| | ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物 | PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布・染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず・繊維くず、PCBが付着・封入された廃プラスチック類又は金属くず、PCBが付着した陶磁器くず又はがれき類 |
| | ポリ塩化ビフェニル(PCB)処理物 | 廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので基準に適合しないもの |
| | 廃水銀等 | 特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物及び水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 |
| | 指定下水汚泥 | 下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥 |
| | 廃石綿等 | 石綿建材除去事業に係るもの及び大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場から発生し、飛散するおそれのあるもの |
| その他有害産業廃棄物 | 特定の施設から排出された燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんのうち定められた基準を超えるもの | |

■特別管理一般廃棄物分類表

| 品目 | 具体例 |
|--------------------|---|
| ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用部品 | 廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用した部品 |
| 廃水銀 | 水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀 |
| ばいじん | ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん |
| ばいじん 燃え殻 汚泥 | ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有するもの |
| 感染性一般廃棄物 | 医療機関等から排出された一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの |

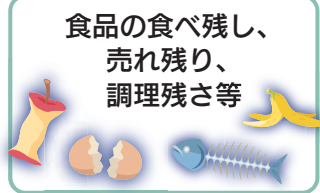
主な事業系ごみの分別一覧表 (処理方法は P 6 以降参照)

廃棄物の区分

- 01
- 02
- 03
- 04

一般廃棄物

生ごみ



食品の食べ残し、
売れ残り、
調理残さ等

資源化施設への搬入や生ごみ処理機の活用により、できる限りリサイクルしましょう。リサイクルできない場合は、自ら市の処理施設へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬業者に委託してください。

- ・食品品製造業などの業種から発生する生ごみ(動植物性残さ)は**産業廃棄物**です。
- ・食品関連事業者は、食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務付けられています。

紙ごみ

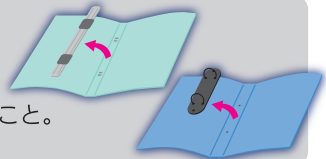
新聞
(新聞、広告チラシなど)
雑誌
(週刊誌、書籍、パンフレット、カタログなど)
段ボール
OA用紙
(コピー用紙、コンピュータ用紙)
雑古紙
(メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱など)

資源化可能な紙

- ・種類ごとに分別し、古紙の資源化業者か一般廃棄物収集運搬業者へ委託してください (P11 参照)。
- ・資源化可能な古紙は、市の処理施設へ搬入することはできません。



- 排出する際は、次の点に留意してください。
- ・シールが貼られた封筒等は、シールを取り除くこと。
- ・ビニールの付いた窓付封筒等は、ビニールを取り除くこと。
- ・金属やプラスチックが付いたファイル等は、金属等を取り除くこと。
- ・紙に貼られた粘着テープは、取り除くこと。



シュレッダー古紙*
機密書類*
その他の古紙
(感熱紙、ワックス加工紙、防水加工紙、ラミネート紙など)
汚れのついた紙、リサイクルできない紙

資源化できない紙

自ら市の処理施設へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬業者に委託してください。分別を徹底し可能な限りリサイクルしましょう。

※シュレッダー古紙や機密書類も資源化が可能な場合があります。業者と相談して資源化に努めてください。

一般廃棄物／産業廃棄物

木くず

木製品、
せん定枝など

自ら市の処理施設へ搬入(大きさ制限有)するか、一般廃棄物収集運搬業者に委託し、適正処理してください。産業廃棄物の木くずを市の処理施設へ搬入することはできません。

- ・建設業、木材製造業、木材製品製造業などの業種から発生する木くずは**産業廃棄物**です。また、貨物の流通のために使用したパレットは、業種に関係なく**産業廃棄物**です。
- ・市の処理施設への搬入にあたっては、大きさの制限があります。詳細は搬入する処理施設(P6 参照)へお問い合わせください。

古布



天然繊維で
できた作業着、
布団など

自ら市の処理施設へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬業者に委託し、適正処理してください。産業廃棄物に該当する古布を市の処理施設へ搬入することはできません。

- ・建設業、繊維工業などの業種から発生する古布(繊維くず)は、素材を問わず**産業廃棄物**に該当します。
- ・合成繊維(プラスチック類を原料とする繊維)は、**産業廃棄物**に該当します。

産業廃棄物を市の処理施設へ搬入することはできません。

廃棄物の区分

01

02

03

04

産業廃棄物

| | | |
|--|---|--|
| <p>プラスチック類</p> | <p>弁当・カップめんの容器、ラップ類やトレー、ビニール袋、発泡スチロール、緩衝材類、合成繊維の布(服)など</p> | <p>汚れが付着していても、一般廃棄物ではありません。産業廃棄物処理業者へ委託し、資源化など適正処理してください。</p>  |
| <p>ペットボトル</p> | <p>飲料用・調味料用のペットボトルなど</p> | |
| <p>缶</p> | <p>飲食用の缶など</p> | <p>納入業者や資源化業者に資源化処理を委託してください。納入業者などが資源化できない場合は産業廃棄物処理業者に処理を委託し、適正処理してください。</p>  |
| <p>びん</p> | <p>飲食用のびんなど</p> | |
| <p>金属類</p> | <p>刃物類、スプレー缶、金具類など</p> | <p>産業廃棄物処理業者へ委託し、適正処理してください。スプレー缶等のガス抜きを行う際には、火気のない風通しの良い場所で行うなど、安全には十分注意してください。</p>  |
| <p>ガラス・陶磁器類</p> | <p>コップ等のガラス類、陶磁器類、蛍光灯*など</p> | <p>産業廃棄物処理業者へ委託し、適正処理してください。 *蛍光灯や電球は、産業廃棄物の金属くずとガラスくずの混合物に分類されます。</p>  |
| <p>リチウムイオン電池等を原因とした火災が多数発生しています！排出の際は十分に注意してください。</p>  | | |
| <p>電池</p> | <p>充電電池、乾電池、ボタン電池*など</p> | <p>充電電池やボタン電池はリサイクルしてください。リサイクルできない電池は、産業廃棄物の「金属くず」と「汚泥」の混合物に分類されますので、産業廃棄物処理業者に委託し、適正処理してください。 *ボタン電池は、水銀使用製品産業廃棄物に該当する場合があります。</p>  |
| <p>電化製品</p> | <p>家電リサイクル法で定められている4品目 (①エアコン ②冷蔵(凍)庫 ③テレビ ④洗濯機、衣類乾燥機)</p> <p>上記以外の電化製品 (パソコン、掃除機、携帯電話など)</p> | <p>新旧製品の販売業者への引取依頼や産業廃棄物収集運搬業者への委託、自ら指定引取場所へ運搬するなど適正処理してください(家電リサイクル券の購入が必要。P14 参照)。</p> <p>産業廃棄物処理業者へ委託するか、販売店やメーカーにお問い合わせください。</p>  |
| <p>その他</p> | <p>机、椅子、ロッカーなど (木製品を除く)</p> | <p>産業廃棄物処理業者へ委託し、適正処理してください。</p>  |

02 事業系ごみの処理方法

事業系一般廃棄物について

※原則として、市域外からの一般廃棄物の持ち込みや、市域外への持ち出しはできません。

相模原市では、行政による事業系ごみの収集は行っていません。事業系一般廃棄物は、自ら市の処理施設に搬入するか、許可を受けた業者に委託が必要です。家庭系ごみ用の「ごみ・資源集積場所」には排出できません。

事業者

①自ら市の処理施設に搬入する

②一般廃棄物収集運搬業者に委託する

③一般廃棄物処分業者に委託する※

※資源化など目的が明確であるものに限る。



©相模原市

①自ら市の処理施設に搬入する場合

事業者が自ら市の処理施設に搬入する場合、手数料が必要です。また、搬入できるごみは、原則として資源化できるものを除く一般廃棄物で、その発生場所が相模原市内であるものに限られます。

| 市の処理施設名 | 所在地 | 電話番号 | 受付時間 |
|-------------|--------------|--------------|---------------------------------|
| 南清掃工場 | 南区麻溝台 1524-1 | 042-748-1133 | 月～土曜日 8:30～11:45 13:00～16:00 |
| 北清掃工場 | 緑区下九沢 2074-2 | 042-779-1110 | |
| 津久井クリーンセンター | 緑区青山 3385-2 | 042-784-2711 | 月～土曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 |

②一般廃棄物収集運搬業者に委託する場合

事業系一般廃棄物の収集・運搬を委託する場合は、市の許可を受けている業者と契約しなければなりません。なお、収集料金は、収集運搬業者によって異なります。

③一般廃棄物処分業者に委託する場合

市の処理施設に搬入せず、民間の処分業者に事業系一般廃棄物の処分を委託する場合は、許可を受けている業者と契約しなければなりません。

市外の一般廃棄物処分業者に処分を委託する場合は、自治体間での協議が必要となるため、事前に廃棄物指導課(☎042-769-8358)へご相談ください。

◆市内の収集運搬業、処分業の許可業者の名簿は、市ホームページに掲載しています。

市ホームページ
「許可業者一覧名簿」

- ・事業系一般廃棄物収集運搬業者表
- ・事業系一般廃棄物処分業者表



搬入物検査を実施しています!!

市の処理施設では、事業系一般廃棄物を受け入れた際に随時検査を実施していますが、産業廃棄物や資源化可能物のほか、ガスボンベ等の危険物、ゴム製タイヤチェーン、マットレスなどの不適物の搬入が見受けられます。

事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入する際には、適切に分別し、産業廃棄物等の混入がないよう十分にご注意ください。不適正搬入物は、持ち帰り等の指導を行っています。



産業廃棄物について

※市の処理施設へは搬入できません。

産業廃棄物は、排出事業者が正しく分別・保管した後に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を添えて処理業者に処理を委託し、適正に処理されたことを確認する必要があります。

事業者

①自ら産業廃棄物処分業者に搬入する

②産業廃棄物処理(収集運搬・処分)業者に委託する



©相模原市

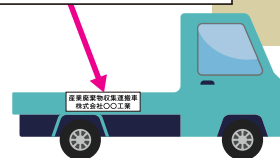
①自ら産業廃棄物処分業者に搬入する場合

事業者が自ら産業廃棄物処分業者に搬入し、処分を委託する場合は処分業者と書面により契約しなければなりません。これに違反すると、罰則が適用される場合があります。

また、運搬の際には、次の事項を遵守してください。

- 飛散、流出しないようにすること
- 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること
- 運搬する車両の外側(両側面)に、以下の表示を行うこと
 - ①産業廃棄物を運搬している旨の表示(文字の大きさが約5 cm以上)
 - ②事業者名(文字の大きさが約3 cm以上)の表示
- 運搬する車両に、以下の事項が記載されている書類を備え付けること
 - ①氏名又は名称及び住所
 - ②運搬する産業廃棄物の種類及び数量
 - ③運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
 - ④運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

産業廃棄物収集運搬車
株式会社〇〇工業



②産業廃棄物処理(収集運搬・処分)業者に委託する場合




産業廃棄物の収集運搬及び処分を許可業者に委託する場合は、収集運搬業者と処分業者それぞれと書面により契約しなければなりません。これに違反すると、罰則が適用される場合があります。

また、排出事業者は当該廃棄物の処理の状況を確認するよう努めなければなりません。

◆業者を紹介してもらう場合

○(公社)神奈川県産業資源循環協会 ☎045-681-2989

◆自ら業者を探す場合

| 産業廃棄物処理許可業者 | | |
|---|--|--|
|  相模原市ホームページ 「許可業者一覧名簿」 |  神奈川県ホームページ 「産業廃棄物処理業者名簿」 |  (公財)産業廃棄物処理事業振興財団 「優良さんばいナビ」 |

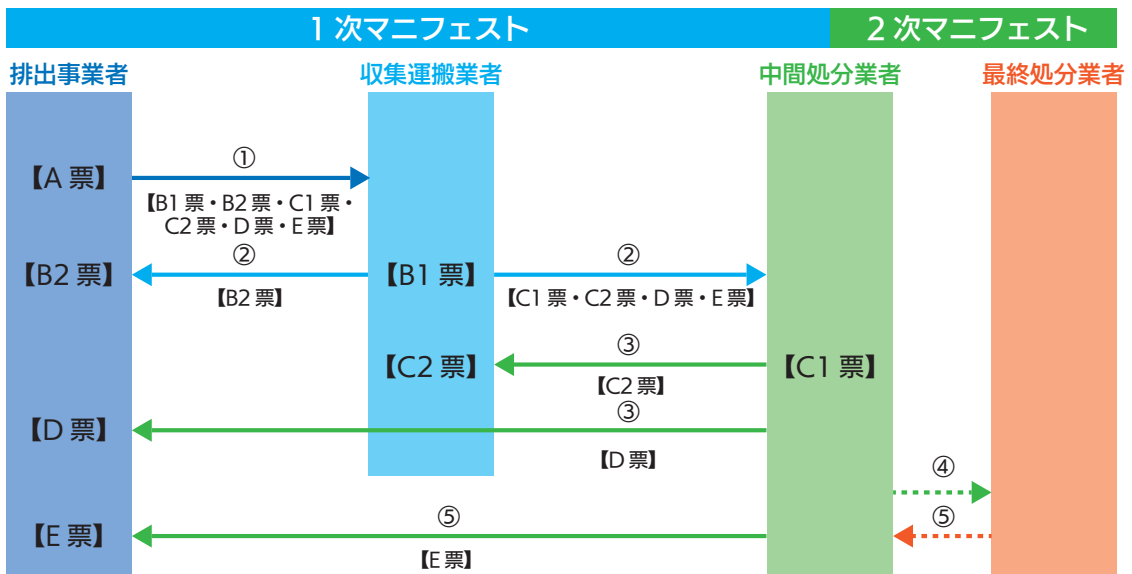
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

産業廃棄物の処理を許可業者に委託する場合は、産業廃棄物の引渡しと同時にマニフェストを交付し、その処理状況を確認し管理しなければなりません。

マニフェストには紙マニフェストと、情報を電子化し、国の指定を受けた情報処理センターを介してやり取りする電子マニフェストがあります。

◆紙マニフェスト交付時の注意事項

- ①引き渡す産業廃棄物の種類ごとに交付すること
- ②産業廃棄物の運搬先が2つ以上ある場合は、運搬先ごとに交付すること
- ③マニフェストの写しの返送により、産業廃棄物の処理を確認すること(最終処分まで)
- ④交付担当者名等、必要事項は全て記入すること



- ①排出事業者はマニフェストに必要事項を記載し、収集運搬業者の署名が入った【A票】を控えとして保管し、【B1票・B2票・C1票・C2票・D票・E票】を収集運搬業者に交付する。
- ②収集運搬業者は中間処分業者の署名が入った【B1票】を控えとして保管する。また、運搬終了後に中間処分業者へ【C1票・C2票・D票・E票】を回付し、10日以内に排出事業者へ【B2票】を返送する。
- ③中間処分業者は【C1票】を控えとして保管する。また、処分終了後に収集運搬業者へ【C2票】を返送し、10日以内に排出事業者へ【D票】を返送する。
- ④中間処分業者は処分依頼者としてマニフェストを①～③と同様の手順で新たに交付する。
- ⑤中間処分業者は最終処分業者から最終処分完了の確認をした後、10日以内に【E票】を排出事業者へ返送する。

◆紙マニフェストの保存及び報告

紙マニフェストを交付した場合は、処理業者から返送されたマニフェストの写しをその日から5年間保存しなければなりません。また、前年度の交付状況を毎年6月30日までに市長あてに提出することが義務づけられています(P15参照)。

電子マニフェストの活用

電子マニフェストは、事務作業の効率化、入力漏れの防止、データの透明化、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要になるメリットがあります。

詳細は JWNET へ！

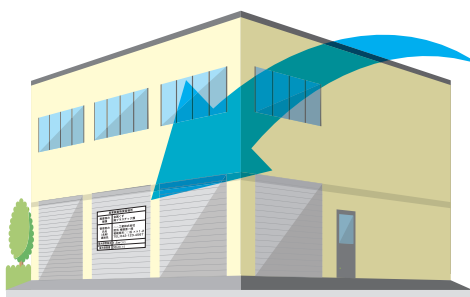


公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
JWNET サポートセンター
☎0800-800-9023

産業廃棄物を保管する場合

産業廃棄物を保管する場合は、以下の事項を遵守しなければなりません。

- 周囲に囲いを設けること
- 見やすい箇所に下図のような掲示板を設けること
- 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように措置を講ずること
- 保管場所に、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
- 石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合は、他の廃棄物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等の必要な措置を講ずること
- 石綿含有産業廃棄物を保管する場合は、飛散防止のため、覆いを設ける等の必要な措置を講ずること
- 事業場外で保管する場合は、保管場所の面積によっては届出が必要な場合があります（P15 参照）



| | | |
|-----------------------|---|---------|
| 60cm 以上 | | 60cm 以上 |
| 産業廃棄物保管場所 | | |
| 廃棄物の種類 | 金属くず 廃プラスチック類 | |
| 管理者の氏名 (名称) 連絡先 | △△工業株式会社 担当 相模原一郎 相模原市〇〇区 ××1-2 TEL:042-123-4567 | |
| 最大保管高さ | 1.5m (※) | |
| 最大保管量 | 30 m ³ (※) | |

※屋外で容器を用いず保管する場合は、最大保管高さの表示が必要です。
※排出した場所以外で保管する場合は、最大保管量の表示が必要です。



PCB 使用製品・廃棄物について

PCB 廃棄物が発見された場合は市へ届出が必要です。

低濃度 PCB 廃棄物処分先

無害化処理認定施設、都道府県知事等許可施設



環境省ホームページ
(無害化処理認定施設)



PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理について

● PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理（収集、運搬又は処分）を委託する場合は、PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の取扱いについて十分な知識及び技術がある産業廃棄物処理業者と契約してください。

● 処理を委託する際は、PFOS 及び PFOA を含む廃棄物である旨の他、WDS（廃棄物データシート）等を活用して、取り扱う際に注意すべき事項を通知してください。

※詳しくは、環境省ホームページ「有機フッ素化合物 (PFAS) について」や、「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」をご確認ください。

03

廃棄物の減量化・資源化

事業者は、事業系ごみの再生利用等を行うことにより廃棄物の減量化に努めなければなりません。

・事業者として求められること

- ①事業に係る製品に再生部品又は再生資源を利用するよう努める。
- ②製品が長期間使用されるよう配慮し、使用済みの製品や事業等から発生した副産物が再生資源として、有効に活用されるよう努める。

廃棄物の減量化・資源化に取り組むと多くのメリットがあります。

代表的な
メリット

①処理コストの削減

ごみの量が減ることで、ごみ処理にかかるコストが削減できます。

②企業のイメージアップ

ごみの減量化や資源化を進めることは、持続可能な社会の実現を目指す国際目標「SDGs」のゴール12「つくる責任・つかう責任」の達成に資するもので、積極的に取り組むことで企業のイメージアップにつながります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

12 つくる責任
つかう責任



<ターゲット 12.5>

2030年までに、ごみが出ることを防いだり、減らしたり、リサイクル・リユースをして、ごみの発生する量を大きく減らす

古紙の減量化・資源化

ポイント① まずは減量化！

電子媒体等によるペーパーレス化

会議では、プレゼンテーションソフトなどを活用し、紙の資料を減らしましょう。



過剰包装の削減

必要以上の包装は減らしましょう。また、マイボトルやマイ箸などの利用を促進しましょう。



両面印刷や2 in 1印刷、裏紙の利用

複数ページの印刷やコピーには、両面印刷などの機能を活用しましょう。コピー機能や裏紙を利用して、無駄な紙の利用を減らしましょう。



書類の一元化

連絡文書などは回覧や掲示することで作成部数を削減しましょう。



ポイント② 分別を徹底しましょう！

発生した古紙は、新聞、段ボール、雑誌、オフィス紙(コピー用紙、チラシ、名刺、封筒、包装紙、紙袋)などの種類ごとに分別しましょう。

新聞



段ボール



雑誌



オフィス紙



ポイント③ 資源化しましょう！

分別した古紙は、資源化業者に委託して資源化しましょう。

相模原市では、資源化可能な古紙は市の処理施設に搬入できません。

資源化に適さない、禁忌品があります！事業者によって、条件が異なる場合があるので、委託する事業者を確認して、禁忌品が混ざらないように分別しましょう。

【主な禁忌品】

感熱紙、カーボン紙、ノーカーボン紙、圧着はがき、汚れや臭いのついた紙、写真、ろう引きの段ボール など

びん・缶・ペットボトルの資源化

- これらの廃棄物は「産業廃棄物」に該当しますので、事業系一般廃棄物とは分別して保管し、資源化に努めてください。
- 中が汚れていると、資源化できない場合がありますので、排出する前に、必ずきれいにしてください。汚れている場合も一般廃棄物ではなく、産業廃棄物に該当します。
- 自動販売機を設置している事業所は、自動販売機の設置事業者などに回収を依頼して資源化してください。



©相模原市

木くず(せん定枝など)の資源化

- 木くずは、資源化施設に持ち込むことで、堆肥や燃料チップにリサイクルできます。積極的にリサイクルしましょう！



一般廃棄物や産業廃棄物の処理を請け負っている事業者が、廃棄物の資源化を行っている場合があります。まずは、契約している事業者にご相談してみましょう！

01

02

03

04

食品ロスの減量化・資源化

日本国内で期限切れや食べ残しなどにより、本来食べられるはずだったのにも関わらず廃棄される「食品ロス」は464万t、このうち食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は231万tと推計されています(令和5年度)。

⇒日本人1人当たりになると、1日約102gが捨てられていることとなります。

食品ロス削減については、各省庁から情報提供がされており、事業者向けの情報は、環境省の「食品ロスポータルサイト」に掲載されています。

また、事業者と消費者双方が安心して食べ残しの持ち帰りを促進できるよう、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」が策定されました。

相模原市でも、「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」内において、「食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロス削減を推進しています。



食べ残し持ち帰り促進
ガイドライン



食品ロスの減量に向けた事業者の取組ポイント

① 仕入量の調整

食材を仕入れるときは、多すぎることがないように、慎重に発注しましょう。



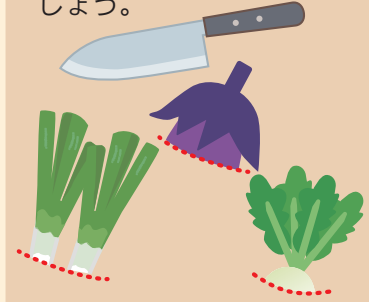
② 発生の抑制

小盛りメニューや、食べ残しを持ち帰りできるサービスの導入を検討しましょう。



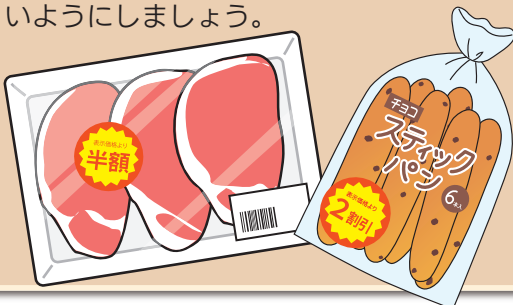
③ 過剰除去の削減

調理の際などにまだ食べられる部分の除去に気をつけ、廃棄量を減らしましょう。



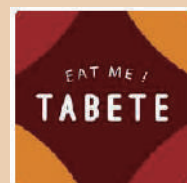
④ 廃棄の削減

消費期限間近な商品などは、値引きするなど買い求めやすくして、なるべく廃棄しないようにしましょう。



⑤ フードシェアリングサービスの活用

店頭で期限が近くなった商品は、「TABETE」などのアプリを活用して、割引価格で販売することで、廃棄量を減らしましょう。



お申込み
フォーム



⑥ 消費者への呼びかけ

食品ロス削減のための代表的な取組がいくつかあります。環境省のホームページに掲載されている啓発用のポスターやポップなどを活用して、消費者へ食品ロス削減を呼びかけましょう。

てまえどり

すぐに食べるなら、棚の手前にある商品から積極的に購入しよう！という取組です。



啓発物品のダウンロードページ



さんまるいちまる

3010運動

宴会で、「乾杯後の30分間」と「お開き前の10分間」は、しっかり料理を楽しもう！という取組です。



啓発物品のダウンロードページ



モ ッ テ コ

mottECO

お店で食べきれなかったお料理は、「お客様の自己責任で」持ち帰ろう！という取組です。



啓発物品のダウンロードページ



⑦ フードバンクへの寄付

規格外・返品・外箱の変形などで販売できなくなった商品や、賞味期限が近くなった防災備蓄品などがあれば、フードバンクへ提供しましょう。

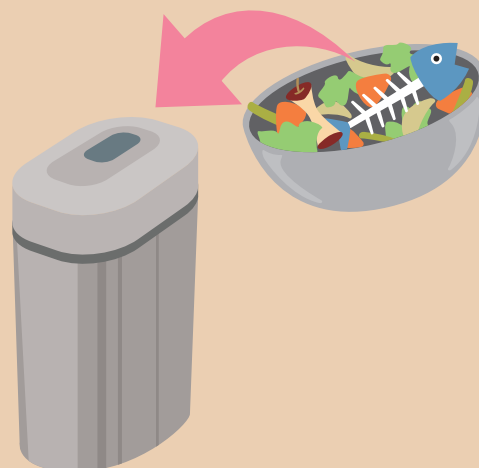
必要とする福祉団体や施設、世帯などへ無償提供されます。

※法人の場合、税制上の優遇が受けられる場合があります。(条件を満たせば、経費として「損金算入」が可能)。



⑧ リサイクル

生ごみを飼料・堆肥・エネルギーなどへリサイクルしている業者に処理を委託しましょう。生ごみ処理機を活用し、リサイクルしましょう。



⑨ 資源化施設の利用

相模原市内にも、食品残渣を資源化できる施設があります。

一般廃棄物処分許可業者
産業廃棄物処分許可業者

(株)日本フードエコロジーセンター

中央区田名塩田 1-17-13
電話 042-777-6316

プラスチックの削減にご協力ください

プラスチックの資源循環を考慮した製品を！

プラスチックの使用量を減らす、リサイクルしやすい構造にする、プラスチックに代替する素材を使う等の取組を進めましょう。

使い捨てプラスチックの使用の合理化を！

ストロー、歯ブラシ、ハンガー等の特定プラスチック使用製品を提供する事業者は、目標を設定し、提供量を減らすよう努めましょう。

※前年度に5 t以上提供している事業者の取組が著しく不十分な場合、勧告・公表・命令等の対象となります（提供品目や業種の指定があります。詳細は環境省の特設ページを確認してください）。

プラスチック廃棄物の減量及びリサイクルを！

プラスチックの排出量を抑え、排出されたものについては、適切に分別し、リサイクルするよう努めましょう。

※前年度に250 t以上排出している多量排出事業者は、排出抑制及び再資源化等に関する目標を定め、取組を計画的に行うこと、またこの目標の達成状況に関する情報を公表するよう努めることが求められています。事業者の取組が著しく不十分な場合、勧告・公表・命令等の対象となります。

プラスチックは
えらんで減らしてリサイクル

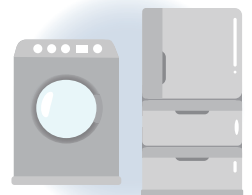


家電4品目(テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機等)の資源化

- 家電4品目は、家庭用機器であれば、事業所で使用されているものであっても、家電リサイクル法の対象です。
- 次のいずれかの方法で排出してください。
 - ① 新しい製品に買い替える場合は、新しい製品を購入する小売業者に依頼する。
 - ② 処分する製品を購入した小売業者が分かる場合は、製品を購入した小売業者に依頼する。
 - ③ 産業廃棄物収集運搬業者に指定引取場所までの運搬を委託する。
※運搬にかかる産業廃棄物管理票(マニフェスト)が必要です。
 - ④ 自ら指定引取場所へ運搬する。
※西濃運輸(株)相模原支店
(中央区田名 3700-1 GLP ALFALINK 相模原I 5階 ☎042-763-8310)
- 家電4品目を排出する場合には、リサイクル料金が必要です。
また、①、②の場合は小売業者が定める収集運搬料金も必要です。

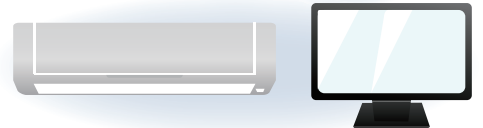
リサイクル料金・対象品目に関するお問い合わせ先

…(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センター ホームページ
☎0120-319-640



排出業者向け案内

…経済産業省・環境省ホームページ



04 必要な届出等

相模原市内で発生した廃棄物に関する以下の届出は、毎年 6 月 30 日を期限として、市（廃棄物指導課）への提出が必要です。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

【対象】

前年度に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者
※電子マニフェストのみ使用している事業者を除く。



市ホームページ

減量化等計画書・廃棄物管理責任者選任(変更)届

【対象】

次の要件のいずれかに該当する事業者
●建築物のうち事業に供する部分の延床面積が 1,000 m²以上
●市のごみ処理施設に搬入する事業系一般廃棄物が年間 36 トン以上
※「廃棄物管理責任者選任(変更)届」は、選任または変更のあった日から起算して 30 日以内に提出してください。



市ホームページ

(特別管理)産業廃棄物処理計画書・実施状況報告書

【対象】

次の要件のいずれかに該当する事業場を有する事業者
●前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 t 以上
●前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 t 以上
●前年度に(特別管理)産業廃棄物処理計画書を提出している
●廃棄物自主管理事業に参加している



市ホームページ

PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書

【対象】

PCB 廃棄物の保管事業者



市ホームページ



事業場外で産業廃棄物を保管するときは、届出が必要です！

廃棄物処理法又は市の条例で定める対象に該当する場合は、あらかじめ、該当する様式で市長に届け出なければなりません。

【廃棄物処理法で定める届出の対象】

- 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物
- 保管用地の面積が 300 m²以上

【市の条例で定める届出の対象】

- 全ての産業廃棄物
- 保管用地の面積が 100 m²以上

詳しくは、「産業廃棄物の保管場所の届出の手引き」をご覧ください。



市ホームページ



©相模原市

問い合わせ先一覧

事業系ごみについて

○廃棄物指導課

適正指導班〈処理方法など〉

☎042-769-8358

許認可班〈廃棄物処理業の許可など〉

☎042-769-8335

事業系一般廃棄物の搬入について

○南清掃工場〈南区麻溝台 1524-1〉

☎042-748-1133

○北清掃工場〈緑区下九沢 2074-2〉

☎042-779-1110

○津久井クリーンセンター〈緑区青山 3385-2〉

☎042-784-2711

産業廃棄物処理業者の紹介について

○(公社)神奈川県産業資源循環協会

☎045-681-2989

資源化可能物を取り扱っている事業者について

○相模原市環境事業協同組合

※お問い合わせの際は、組合事務所ではなく、ホームページ内の業者一覧に掲載されている組合員業者に直接お問い合わせください。



組合ホームページ

電子マニフェストについて

○(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

☎0800-800-9023



潤水都市 さがみはら

令和8年4月発行